

令和6年第10回
曾於市農業委員會總會議事録

令和6年10月21日
曾於市農業委員會

第10回曾於市農業委員会総会

1 開会年月日 令和6年10月21日（月） 午前9時00分

2 場 所 末吉中央公民館 大会議室

3 出席委員

1番	〇〇〇〇〇	2番	〇〇〇〇〇	3番	〇〇〇〇〇
4番	〇〇〇〇〇	5番	〇〇〇〇〇	6番	〇〇〇〇〇
7番	〇〇〇〇〇	8番	〇〇〇〇〇	9番	〇〇〇〇〇
10番	〇〇〇〇〇	11番	〇〇〇〇〇	12番	〇〇〇〇〇
13番	〇〇〇〇〇	14番	〇〇〇〇〇	15番	〇〇〇〇〇
16番	〇〇〇〇〇	17番	〇〇〇〇〇	18番	〇〇〇〇〇
19番	〇〇〇〇〇	推進委員	〇〇〇〇〇	推進委員	〇〇〇〇〇
推進委員	〇〇〇〇〇	推進委員	〇〇〇〇〇	推進委員	〇〇〇〇〇

4 欠席委員

5 議事録署名委員 14番 〇〇〇〇〇、15番 〇〇〇〇〇

6 職務のため出席した者の職、氏名

事 務 局	局長	〇〇〇〇〇	次長	〇〇〇〇〇
	農地係長	〇〇〇〇〇	農地係	〇〇〇〇〇
大隅産業振興課	農政商工農業 委員会係長	〇〇〇〇〇	農政商工農業 委員会係	〇〇〇〇〇
財部産業振興課	農政商工農業 委員会係長	〇〇〇〇〇	農政商工農業 委員会係	〇〇〇〇〇
農 政 課	農政係	〇〇〇〇〇		

7 閉会年月日 令和6年10月21日（月） 午前10時28分

令和6年第10回曾於市農業委員会総会日程

令和6年10月21日（月）

1 開 会

2 議事録署名委員の指名

3 付議事項

(1) 議案

- 議案第90号 農地所有適格法人要件届出書について
- 議案第91号 農地法第3条 賃貸借権及び使用貸借権設定による許可申請について
- 議案第92号 農地法第3条 所有権移転による許可申請について
- 議案第93号 農業振興地域の整備に関する法律第13条 農業振興整備計画の変更申請について
- 議案第94号 農地法第5条による許可申請について
- 議案第95号 非農地証明願について
- 議案第96号 農用地等のあっせんについて
- 議案第97号 農用地利用集積計画について（利用権設定）
- 議案第98号 農用地利用集積計画について（所有権移転）
- 議案第99号 農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について（12月31日始期分）

(2) 報告

- 報告第10号 合意解約等の報告

4 その他

令和6年第10回曾於市農業委員会総会

令和6年10月21日（月） 午前9時00分

○事務局（〇〇〇〇〇局長）

御起立願います。一同礼。着席願います。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

おはようございます。9月、10月の諸般の業務経過については、別紙配布のとおりです。それでは、定足数に達しておりますので、ただ今から令和6年第10回曾於市農業委員会総会を開会いたします。まず、議事録署名委員の指名を行います。14番〇〇〇〇〇委員、15番〇〇〇〇〇委員を指名いたします。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

これより議事に入ります。議案第90号農地所有適格法人要件届出書についてを議題といたします。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので報告を求めます。

○15番委員（〇〇〇〇〇）

末吉3号について、10月10日に私と〇〇〇〇〇推進委員、事務局の〇〇〇〇〇さんで現地調査を行いましたので報告いたします。申請人は、末吉町で農業を営む法人です。設立年月日は平成17年6月1日、出資額が300万円です。法人形態要件は、有限会社で適当であると思われます。事業要件については、主たる事業が農業であり適当であると思われます。これまでは、代表者である〇〇〇〇〇〇氏の農地等で農業を行っていましたが、今後、法人として農地を取得し、規模拡大を図ることから、今回の申請に至りました。構成員要件については、構成員2人のうち2人がその法人の事業に常時従事し、年間従事日数が150日以上であり、過半を占めるため適当であると思われます。業務執行役員要件については、業務執行役員の2人のうち2人が法人の農業常時従事者であり、過半を占めるため適当であると思われます。調査結果の総合意見は、農地所有適格法人の要件を全て満たしており、適格法人として問題ないとする意見の一致をみて許可意見です。以上で調査報告を終わります。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。

（「無し」の声有り）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

議案第90号農地所有適格法人要件届出書については、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

御異議ありませんので、本案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

次に、議案第91号農地法第3条貸借権及び使用貸借権設定による許可申請についてを議題といたします。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので報告を求めます。

○推進委員（〇〇〇〇〇）

財部2号について、10月10日に私と〇〇〇〇〇委員、事務局の〇〇〇〇〇さんで現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。借人は宮崎県都城市在住で、外国人支援機関で通訳のアルバイトをしていますが、来日前は約3年間、ベトナムで農業に従事した経験があり、今回申請地を借り受けて新規就農するものです。農業機械については、トラクター等必要な機械は、農地の貸人から借受けて確保する計画です。ベトナムでは空心菜、パクチー、なすなどを作っていたようです。また、大型機械のトラクター等については、農地の借先の〇〇〇〇〇の方から借りるということでしたが、こちらの方にもベトナム研修生がいらっしゃるということで、こういう親交がありまして、この牧場でも畜産の世話だけでなく、このベトナム実習生を使った野菜作りを行っていくということです。そういう関係でお互いが栽培技術や販売に対して共同性のある関係性があるということを知っております。販売先も宮崎市内や都城のベトナムの商品を扱うお店や業務用スーパー等の出荷を考えていらっしゃるということでした。調査結果の総合意見は、借人は、借受けする農地には、

かぼちゃ、いんげん豆、高菜、なす等を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○議長（○○○○○会長）

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。

○5番委員（○○○○○）

こういうふうに、新規就農者が増えるということは大変うれしいことなんですけど、この土地が基盤法で取得されて、まだ3年経っていないと思うんですよね。それで大丈夫なのかどうか伺います。

○事務局（○○○○○係長）

○○○○○委員がおっしゃるように、基盤法で取得して3年縛りの期間を超えてないんですけど、まず、末吉の窓口に○○○○○の社長と本人がみえて、最初は農地を取得したいという話で来られました。在留資格等を聞いたら、それではちょっと実際のところ取得はできない滞在ビザだったことと、あと、今度取得される方が、こちらに知り合いがなかなかなくて、借りる農地がないということも社長から話を聞きましたので、それであれば、もう農地として使われるのであればということと3年は超えてないんですけど、今回については致し方ないかなと判断をしたところですよ。

○5番委員（○○○○○）

例えばですよ、私が基盤法で土地を買って、たまに私の家に手伝いに来てくれる人に貸すとそういうのも今後可能になるんですかね。

○事務局（○○○○○係長）

その方が、今回は知り合いがまったく○○○○○さんしかいないということがあったものですか、そこは致し方ないかなということで、今、○○○○○委員が言われる方が、今のよう形であれば同じような判断をすると思うんですけども、もともと地元いらっしゃる方であれば、どこかほかにはないですかというのを提案はさせていただきたいと思います。

○議長（○○○○○会長）

○○○○○委員、よろしいですか。

○5番委員（○○○○○）

ということであれば、特例で認めるということですか。

○事務局（○○○○○係長）

今回については、農地取得、貸し借り等も難しいということをお聞き取りで判断したものですから、致し方ないかなと判断をしたところですよ。

○17番委員（○○○○○）

今の事務局の話でいくと、ストーリーとしては分かるんですけど、やっぱり、ぴしゃっと線を引いておかないといけないというのがすごくあります。ちなみに、それはその地域で農業委員の方に相談されたんですかね。こういう土地を欲しいんだけど、借りる人がですよ。事務局に来て、事務局からまた農業委員さんの方にどれくらい欲しいんだけどという話があれば、最終的にどうしてないという判断になると思うんですよ。特例とかいう話で崩していったら、さっきのような話になると思うんですよ。そこは慎重にやるべきでないかなという意見です。

○議長（○○○○○会長）

ほかにございませんか。

○18番委員（○○○○○）

私も今言われたとおり特例というのはあまり好みじゃないんですけど、○○○○○さんは相当、畑を持っていると思うんですけど、基盤法にかかっている畑は貸せないんでしょうね。

○事務局（○○○○○係長）

すみません。そこまで深く追及はしなかったです。ただ、財部の農地で耕作をしたいという話での相談だったものですから、基盤法の3年は超えていないというのは確認した上で相談を受けたところですよ。

○議長（○○○○○会長）

ほかにございませんか。

○事務局（○○○○○局長）

事務局としましては、やはり今回のケースもですが、なるべく特例は使いたくないと考えておりますが、こういう外国人の方で知り合いも誰もいないというような事情もありまして、また今後、

新規就農の方でこれから農業でやっていこうという方たちが農地を探しても適当な所がないというようなケースも今後出てくると思います。そういうところで、取得要件を満たす人であれば、そのような人たちを育てていくのも農業委員会の役目であると思いますので、今回は特例で許可できないかということで受付したところですので、できれば皆さんの御理解をいただきたいと考えております。

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

今、事務局長から説明がありましたけど、この件に関してほかに皆さんから何もございませんか。

○5番委員（〇〇〇〇〇〇）

十分分かるんですけど、さっき〇〇〇〇〇〇委員の方から言われましたように、まず、地元の農業委員に相談に行って、それで農業委員が対応できるか、できないか。できない場合は事務局に行つてというようなふうに段取りをした方がいいんじゃないかと思います。まあ今後は是非そういうふうにやっていてもらいたいと思います。

○事務局（〇〇〇〇〇〇局長）

申し訳ありません。事務局の方もそこの配慮といいますか、手続きがちょっと抜けておりました。今後は気を付けてまいりますので、よろしく願いいたします。

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

この件については、よろしいですか。

○18番委員（〇〇〇〇〇〇）

この件については、そういうようにされるということでいいんですけど、最近、この方が土地を取得したいということで最初来られたと思うんですけど、我々も今、畑とか田んぼが売れなくて困っているんですけど、こういう人が買うということはとても良いことなんですけど、外国人が取得できる条件とは何かあるんですか。ちょっと勉強したいもんですから。

○事務局（〇〇〇〇〇〇局長）

取得要件につきましては、日本国籍を有することを必要としていませんので、外国人であっても許可要件を満たすことができれば、農地の権利を取得することは可能です。あとは在留資格の種類に応じて行うことのできる行為が制限されていますので、農業ができる在留資格を取得している者等に限られることとなります。

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

よろしいですか。

○18番委員（〇〇〇〇〇〇）

はい。

○16番委員（〇〇〇〇〇〇）

このベトナムの方というのは、国籍は日本ではない訳ですよ。貸し借りの年数は5年間と、日本にいられる期間というのは5年以上にはなっていると思うんですけど、その辺は問題はない訳ですかね。

○事務局（〇〇〇〇〇〇係長）

今、申請人の方の在留資格については、家族滞在ということで滞在期間については1年となっています。ただし、今回農地の貸し借りの契約が成立して許可が出た場合は、在留資格の変更の手続きをされて5年に延長される見込みです。

○16番委員（〇〇〇〇〇〇）

その場合、先ほどの取得したいとかいう話になった場合、日本国籍でないと購入はできない訳ですよ。

○事務局（〇〇〇〇〇〇係長）

農地取得については、国籍は関係ないです。ただし、在留資格の問題が出てくるので、その在留資格の中身で永住者とかそういう方は日本に住まわれるので、すぐ帰るとかないんですけど、家族滞在の1年とかだと取得してもいつ帰るか分からないって方には所有権の移転は想定されていないようです。

○16番委員（〇〇〇〇〇〇）

分かりました。

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

ほかにございませんか。

(「無し」の声有り)

○議長 (○○○○○会長)

議案第91号農地法第3条貸貸借権及び使用貸借権設定による許可申請については、原案のとおり許可することに御異議ありませんか。

(「異議無し」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

御異議ありませんので、本案は原案のとおり許可することに決定いたしました。

○議長 (○○○○○会長)

次に、議案第92号農地法第3条所有権移転による許可申請についてを議題といたします。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので順次報告を求めます。

○15番委員 (○○○○○)

末吉96号、財部102号については、受人が同一人であり、10月10日に私と○○○○○推進委員、事務局の○○○○○さんで現地調査を行いましたので併せて報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。当該案件は、先ほどの末吉3号の農地所有適格法人○○○○○の関連になります。○○○○○の○○○○○氏、○○○○○氏が持っている個人所有の農地を○○○○○に移転するものです。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、ゆずを作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○16番委員 (○○○○○)

末吉97号について、10月10日に私と○○○○○推進委員、事務局の○○○○○さんで現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。近くに兄が農業をされていて、お互いに協力して営農でき、農業機械についてもトラクターは借用するということでした。受人の住所地が市外ですが、申請地まで車で20分程度で通作距離に関しては営農に支障はないと思われます。出荷先、資材等購入先はJAです。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には甘藷を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○14番委員 (○○○○○)

大隅98号について、10月10日に私と○○○○○推進委員、事務局の○○○○○さんで現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。受人と渡人は親戚です。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、地目は田ですが畑として利用し、露地野菜、甘藷等を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。次に、大隅99号について、10月9日に現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。渡人と受人は従兄です。地目に山林がありますが現況は畑として利用されています。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地の田には水稻、畑には甘藷を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○19番委員 (○○○○○)

大隅100号について、10月6日に現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、水稻を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○2番委員 (○○○○○)

大隅101号について、10月13日に現地調査を行いましたので報告いたします。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、飼料を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○議長 (○○○○○会長)

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。

○5番委員 (○○○○○)

大隅100号と大隅101号につきましては、農家台帳によりますと調査中と不耕作の黄色があるようですけど大丈夫ですか。

○19番委員 (○○○○○)

大隅100号については、今日の総会資料の27ページの6番ですね、合意解約ということで承諾いただいているところです。

○2番委員 (○○○○○)

大隅101号につきましては、この地区は2、3年前に井堰が壊れて水田としては水稲は作れないところで、ここ2年くらい飼料しか作っていない所です。周囲は管理はしてあって、飼料等は耕作できます。黄色になってるのはちょっと分かりませんが。

○5番委員 (○○○○○)

いいですか。100号についてはですね、中之内の○○○○○が調査中と台帳ではなっています。そして、101号につきましては、調査中が1筆、不耕作黄色が2筆となっているようです。

○事務局 (○○○○○係長)

すみません。確認については、ちょっとしてなかったもので、また確認をしておきたいと思います。

○16番委員 (○○○○○)

101号はですね、私が所有権移転の手続きとかさせてもらったんですけど、ここは管理されております。現在はですね、きれいです。何で黄色になっていたかというのは、私も農地パトロールは私の担当ではないので分からないんですけど、今は管理されています。

○事務局 (○○○○○局長)

よろしいですか。申請地は問題ない訳でですね、この受人の所有地にA判定と調査中の農地があるということです。そこは、こちらも台帳を確認しまして、調査するように話をしていたのですが、確認がうまくいっていませんでした。現地を確認して、そこが災害等の被害を受けて復旧されずに、そのまま耕作が困難となった所であれば、申し合わせ事項にもありますが、全部効率利用要件の対象農地から除外するなどの判断も必要になってくるかもしれません。今回は事務局の方で現地確認をしておりますので、次回までに担当の方で現地の確認をさせていただき、改めてご審議いただくということで、今回は保留でお願いしたいと思います。

○議長 (○○○○○会長)

よろしいですか。ほかにございませんか。

(「無し」の声有り)

○議長 (○○○○○会長)

議案第92号農地法第3条所有権移転による許可申請については、大隅100号、101号を除いて、原案のとおり許可することに御異議ありませんか。

(「異議無し」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

御異議ありませんので、本案は原案のとおり許可することに決定いたしました。

○議長 (○○○○○会長)

次に、議案第93号農業振興地域の整備に関する法律第13条農業振興地域整備計画の変更申請についてを議題といたします。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので報告を求めます。

○推進委員 (○○○○○)

末吉36号について、10月10日に私と○○○○○委員、事務局の○○○○○さんで現地調を行いましたので報告いたします。申請地は、丸山上自治会内の農地です。周囲の状況は、東が畑、西が宅地、南が宅地、北が畑です。目的実現の確実性は、作業用通路を設置する具体的計画があり確実と思われる。位置は農用地区域内農地に該当します。計画面積として、作業用通路を整備する面積32㎡は、同種施設の規模状況からみて適当と思われる。排水等は、雨水のみで水路へ放流することから適当と思われる。被害防除は、申請地の周囲にはブロック塀を積みます。また、誓約書も添付されているため特に問題はないと思われる。道路条件は良好です。公害関係は特に問題はありません。調査結果の総合意見として、申請地は農用地区域内農地ですが、隣接する茶工場等と一体的に利用することから、不許可の例外である農用地利用計画指定用途に該当し、作業用の通路を整備することから用途変更やむを得ないとする意見の一致をみました。以上で調査報告を終わります。

す。

○議長（○○○○○会長）

ただ今の報告に対して、質疑・意見はありませんか。

（「無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

議案第93号農業振興地域の整備に関する法律第13条農業振興地域整備計画の変更申請については、原案のとおり承認する意見書を市長へ提出することに御異議ありませんか。

（「異議無し」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

御異議ありませんので、本案は、原案のとおり承認する意見書を市長へ提出することに決定いたしました。

○議長（○○○○○会長）

次に、議案第94号農地法第5条による許可申請についてを議題といたします。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので順次報告を求めます。

○推進委員（○○○○○）

末吉45号について、10月10日に私と○○○○○委員、事務局の○○○○○さんで現地調査を行いましたので報告いたします。申請人、土地の所在地は総会資料のとおりです。補足説明資料は25ページからになります。申請地は、西高松自治会内の農地です。周囲の状況は、東が宅地と畑、西が道を挟んで畑、南が畑、北が道を挟んで畑です。目的実現の確実性は、住宅ローン等審査結果通知書が添付されており確実と思われます。位置は第1種農地に該当します。計画面積として、全体面積1,343㎡のうち一般住宅を整備する面積が417㎡であり、同種施設の規模状況からみて適当と思えます。排水等については、雨水は自然流下、汚水、生活排水は合併浄化槽を設置するもので適当と思われます。被害防除は、境界にはブロックを設置し、隣接する農地との間には緩衝地を設けます。また、誓約書も添付されており、特に問題はないと思われます。道路条件は良好です。公害関係は特に問題はありません。調査結果の総合意見として、申請地は第1種農地ですが、不許可の例外である集落接続施設に該当し、一般住宅を整備することから転用やむを得ないとする意見の一致をみました。次に、末吉46号について、10月10日に私と○○○○○委員、事務局の○○○○○さんで現地調査を行いましたので報告いたします。申請人、土地の所在地は総会資料のとおりです。補足説明資料は29ページからになります。申請地は、菅渡東自治会内の農地です。周囲の状況は、東が宅地、西が宅地、南が宅地、北が宅地と雑種地です。目的実現の確実性は、融資証明書が添付されており確実と思われます。位置は第3種農地に該当します。計画面積として、一般住宅を整備する面積が全体で297㎡であり、同種施設の規模状況からみて適当と思えます。排水等については、雨水は集水桝を設置し既存側溝へ放流し、汚水、生活排水は合併浄化槽を設置するもので適当と思われます。被害防除は、防護柵を設置し、誓約書も添付されており、特に問題はないと思われます。道路条件は良好です。公害関係は特に問題はありません。調査結果の総合意見として、申請地は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当し、一般住宅を整備することから転用やむを得ないとする意見の一致をみました。以上で報告を終わります。

○16番委員（○○○○○）

末吉47号について、10月10日に私と○○○○○推進委員、事務局の○○○○○さんで現地調査を行いましたので報告いたします。申請地は、小中野自治会内の農地です。周囲の状況は、東が畑、西が畑、南が道を挟んで宅地、北が道を挟んで畑です。目的実現の確実性は、住宅ローン等審査結果通知書が添付されており確実と思われます。位置は第1種農地に該当します。計画面積として、農家住宅、農業用倉庫を整備する面積が全体で965㎡であり、同種施設の規模状況からみて適当と思えます。排水等については、雨水は水路へ放流し、汚水、生活排水は合併浄化槽を設置するもので適当と思われます。被害防除は、周囲にはブロック塀を設置し、緩衝地も設け、敷地には砂利を敷設します。また、誓約書も添付されており、特に問題はないと思われます。道路条件は良好です。公害関係は特に問題はありません。調査結果の総合意見として、申請地は第1種農地ですが、不許可の例外である集落接続施設に該当し、農家住宅、農業用倉庫を整備することから転用やむを得ないとする意見の一致をみました。以上で報告を終わります。

○推進委員（○○○○○）

末吉48号について、10月10日に私と○○○○○委員、事務局の○○○○○さんで現地調査を行い

ましたが、本件は、先ほどの議案第93号、農振変更申請の末吉36号と同一であるため、総合意見のみ報告いたします。申請地は農用地区域内農地ですが、隣接する茶工場等と一体的に利用することから不許可の例外である農用地利用計画指定用途に該当し、作業用の通路を整備することから転用やむを得ないとする意見の一致をみました。以上で報告を終わります。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。

○5番委員（〇〇〇〇〇）

末吉47号について伺います。〇〇〇〇〇さんのこれは農家住宅となっていますが、〇〇〇〇〇さんの耕作面積はいくらですか。

○16番委員（〇〇〇〇〇）

耕作面積は、ちょっと定かではありませんけど、養豚農家さんでありまして、すぐ道を挟んで隣が養豚場です。管理するにも近い所が良いということでした。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

よろしいですか。ほかにございませんか。

（「無し」の声有り）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

議案第94号農地法第5条による許可申請については、原案のとおり許可相当の意見を付して、県知事へ進達することに御異議ありませんか。

（「異議無し」の声有り）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

御異議ありませんので、本案は、原案のとおり許可相当の意見を付して県知事へ進達することに決定いたしました。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

次に、議案第95号非農地証明願についてを議題といたします。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので順次報告を求めます。

○推進委員（〇〇〇〇〇）

末吉28号について、10月10日に私と〇〇〇〇〇委員、事務局の〇〇〇〇〇さんと現地調査を行いましたので報告いたします。申請人、土地の所在地は総会資料のとおりです。補足説明資料は35ページからになります。申請地は、南法楽寺自治会内の農地です。周囲の状況は、東が宅地、西が畑と宅地、南が畑と宅地、北が畑と宅地です。記載事項と現地は合致しています。違反転用として改善指導は受けていません。周辺の農地への影響は、申請地の南側、西側、北側は農地がありますが、排水等の流れ込みなどはなく問題はないと思われまます。その他農地法上も特に問題ありません。隣接する宅地に住宅を建築したのは平成9年であり、その当時から申請地を住宅への通路、庭として利用しており、既に20年以上利用されています。また、物置2棟と東屋も申請地に越境している状態です。調査結果の総合意見として、申請地は、第2種農地のその他の農地に該当します。通路、物置、東屋、菜園として20年以上利用されており、農地への復元は著しく困難と思われ、農地法第2条第1項の対象にならない土地であるとする意見の一致をみました。以上で報告を終わります。

○14番委員（〇〇〇〇〇）

大隅29号について、10月10日に私と〇〇〇〇〇推進委員、事務局の〇〇〇〇〇さんと現地調査を行いましたので報告いたします。申請地は、あけぼの自治会内の農地です。周囲の状況は、東が畑、西が道路を挟んで宅地、南が畑、北が畑です。記載事項と現地は合致しています。違反転用として改善指導は受けていません。周辺の農地への影響は、申請地の北、東、南側は農地ですが、排水等の流れ込みなどはなく問題はないと思われまます。その他農地法上も特に問題ありません。建物については、昭和54年に建築されたもので建築後20年以上経過しており、現在も利用されています。調査結果の総合意見として、申請地は、第2種農地のその他の農地に該当します。住宅、庭として20年以上利用されており、農地への復元は著しく困難と思われ、農地法第2条第1項の対象にならない土地であるとする意見の一致をみました。以上で報告を終わります。

○推進委員（〇〇〇〇〇）

大隅30号について、10月10日に私と〇〇〇〇〇委員、事務局の〇〇〇〇〇さんと現地調査を行いましたので報告いたします。申請地は、大田尾自治会内の農地です。周囲の状況は、東が宅地、西が道路、南が道路を挟んで畑、北が雑種地です。記載事項と現地は合致しています。違反転用とし

て改善指導は受けていません。周辺の農地への影響は、申請地の南側は農地ですが、道路を挟んでおり排水等の流れ込みなどはなく問題はないと思われます。その他農地法上も特に問題ありません。建物については、建築後20年以上経過しており、現在も利用されています。調査結果の総合意見として、申請地は、第2種農地のその他の農地に該当します。住宅、車庫、庭、駐車場として20年以上利用されており、農地への復元は著しく困難と思われ、農地法第2条第1項の対象にならない土地であるとする意見の一致をみました。以上で報告を終わります。

○議長（○○○○○会長）

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。
（「無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

議案第95号非農地証明願については、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。
（「異議無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

御異議ありませんので、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

○議長（○○○○○会長）

次に、議案第96号農用地等のあっせんについてを議題といたします。ここで、あっせん委員を指名いたします。末吉135は、8番○○○○○委員、○○○○○推進委員。末吉136は、9番○○○○○委員、○○○○○推進委員。末吉137は、10番○○○○○委員、○○○○○推進委員。末吉138は、15番○○○○○委員、○○○○○推進委員。末吉139及び140は、18番○○○○○委員、○○○○○推進委員。大隅141及び142は、13番○○○○○委員、○○○○○推進委員。大隅143は、2番○○○○○委員、○○○○○推進委員。財部144は、6番○○○○○委員、○○○○○推進委員。財部145及び146は、12番○○○○○委員、○○○○○推進委員を指名します。

○議長（○○○○○会長）

続いて、あっせん委員の報告であります。受理番号順に順次報告をお願いします。

○18番委員（○○○○○）

末吉108は継続をお願いします。

○4番委員（○○○○○）

末吉110も継続をお願いします。

○10番委員（○○○○○）

末吉111は打切りをお願いします。

○9番委員（○○○○○）

末吉112は継続をお願いします。

○1番委員（○○○○○）

末吉113は打切ります。

○19番委員（○○○○○）

大隅114は継続をお願いします。

○1番委員（○○○○○）

末吉117も継続をお願いします。

○9番委員（○○○○○）

末吉118、119も継続をお願いします。

○2番委員（○○○○○）

大隅120も継続をお願いします。

○6番委員（○○○○○）

財部121も継続をお願いします。

○5番委員（○○○○○）

財部122も継続をお願いします。

○17番委員（○○○○○）

財部123も継続をお願いします。

○8番委員（○○○○○）

末吉124も継続です。

○1番委員（○○○○○）

末吉125も継続です。

○9番委員（○○○○○）

末吉126も継続でお願いします。

○4番委員（○○○○○）

末吉127も継続でお願いします。

○19番委員（○○○○○）

大隅128は継続でお願いします。129は成立です。

○2番委員（○○○○○）

大隅130は継続でお願いします。131は取下げです。

○12番委員（○○○○○）

財部132は継続でお願いします。

○5番委員（○○○○○）

財部134も継続です。

○議長（○○○○○会長）

大変ご苦勞様でした。継続については、引き続きよろしくお願ひいたします。

○議長（○○○○○会長）

次に、議案第97号農用地利用集積計画について、利用権設定を議題といたします。本件については、議事参与の制限に該当する再設定3年以上6年未満の末吉251を除いて、期間ごとに審査して差し支えありませんか。

（「異議無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

新規3年未満について、質疑・意見はありませんか。

（「無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

新規6年以上10年未満について、質疑・意見はありませんか。

（「無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

新規10年以上について、質疑・意見はありませんか。

（「無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

再設定3年未満について、質疑、意見はありませんか。

（「無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

再設定3年以上6年未満について、質疑、意見はありませんか。

（「無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

再設定6年以上10年未満について、質疑、意見はありませんか。

（「無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

再設定10年以上について、質疑、意見はありませんか。

（「無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

議案第97号農用地利用集積計画について、利用権設定は議事参与の制限に該当する1件を除いて、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議無し」の声有り）

○議長（○○○○○会長）

御異議ありませんので、本案は、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に反しないので、原案のとおり決定いたしました。

○議長（○○○○○会長）

ここで、○○○○○委員は、議事参与制限のため、退席願ひます。

（○○○○○委員 退席）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

続いて、再設定3年以上6年未満の末吉251を議題といたします。質疑、意見はありませんか。
（「無し」の声有り）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

再設定3年以上6年未満の末吉251は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
（「異議無し」の声有り）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

御異議ありませんので、本案は改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に反しないので、原案のとおり決定いたしました。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

〇〇〇〇〇委員は、復席願います。

（〇〇〇〇〇委員 復席）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

次に、議案第98号農用地利用集積計画について、所有権移転は、議事参与の制限に該当する末吉95及び96を除いて、議題といたします。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

質疑、意見はありませんか。

（「無し」の声有り）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

議案第98号農用地利用集積計画について、所有権移転は、議事参与の制限に該当する2件を除いて、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議無し」の声有り）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

御異議ありませんので、本案は改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に反しないので、原案のとおり決定いたしました。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

ここで、〇〇〇〇〇委員は、議事参与制限のため退席願います。

（〇〇〇〇〇委員 退席）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

続いて、末吉95及び96を議題といたします。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

質疑・意見はありませんか。

（「無し」の声有り）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

末吉95及び96は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

御異議ありませんので、本案は改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に反しないので、原案のとおり決定いたしました。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

〇〇〇〇〇委員は、復席願います。

（〇〇〇〇〇委員 復席）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

次に、議案第99号農用地利用集積等促進計画案に係る意見について、12月31日始期分を議題といたします。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

農地中間管理権及び利用権設定の一括方式と機構貸付けの受け手変更分について、質疑・意見はありませんか。

（「無し」の声有り）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

議案第99号農用地利用集積等促進計画案に係る意見について、12月31日始期分は、原案のとおり

承認する意見書を市長へ提出することに御異議ありませんか。

(「異議無し」の声有り)

○議長 (○○○○○会長)

御異議ありませんので、本案は原案のとおり承認する意見書を市長へ提出することに決定いたしました。

○議長 (○○○○○会長)

次に、報告第10号合意解約等の報告については、議案書の26ページ及び27ページを御覧ください。

○議長 (○○○○○会長)

その他で何かありませんか。

○推進委員 (○○○○○)

合意解約に応じない所有者への対応、農地及び堆肥の管理等に対する苦情について

○議長 (○○○○○会長)

ほかにございませんか。

(「無し」の声有り)

○議長 (○○○○○会長)

次に事務局から事務連絡をいたします。

○事務局 (○○○○○局長)

10月及び11月の行事予定について

○事務局 (○○○○○次長)

最適化活動、地域計画話し合いへの参加等について

○事務局 (○○○○○係長)

市長への意見書等について

○議長 (○○○○○会長)

以上で、令和6年第10回曾於市農業委員会総会を閉会いたします。

○事務局 (○○○○○局長)

御起立願います。一同礼。ご苦勞様でした。

令和6年10月21日(月) 午前10時28分閉会

(議事録署名委員)

会 長

委 員

委 員